

(自動車の構造)

1. 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
 - (1) 長さ、幅及び高さ
 - (2) 最低地上高
 - (3) 車両総重量（車両重量、最大積載量及び【55】kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう）

(用語の定義)

2. 【協定規則】とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則をいう。
3. 【空車状態】とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。
4. 【検査時車両状態】とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（【被牽引自動車】にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車とを連結した状態）をいう。
5. 【積車】状態とは、【空車】状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。
6. 【損傷】とは、当該装置の【機能】を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。
7. 【第一種座席ベルト】とは、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいい、【第二種座席ベルト】とは、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。

(不適切な補修等)

8. 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火であって、当該灯火に係る【電球】、全ての配線及び【灯火器本体】（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む）が取外されていないものは、保安基準に適合しないものとする。

(長さ、幅及び高さ)

9. 自動車は、長さ（セミトレーラにあっては、【連結装置中心】から当該セミトレーラの後端までの水平距離）【12】m（セミトレーラのうち告示で定めるものには、【13】m）、幅【2.5】m、高さ【3.8】mを超えてはならない。

(車両総重量)

10. 自動車の車両総重量は、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる重量を超えてはならない。

自動車の種別	最遠軸距 (m)	車両総重量 (t)
(1) セミトレーラ以外の自動車	【5.5】未満	20
	【5.5】以上7未満	22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)
	7以上	25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)
(2) セミトレーラ (3) に掲げるものを除く)	5未満	【20】
	5以上7未満	【22】
	7以上8未満	24
	8以上9.5未満	26
	9.5以上	28
(3) セミトレーラのうち告示で定めるもの	—	【36】

(最小回転半径)

11. 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて【12】m以下でなければならない。

(速度抑制装置)

12. 貨物の運送の用に供する普通自動車（最高速度が90km/h以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く）であって、車両総重量が【8】t以上又は最大積載量が【5】t以上のものの原動機には【速度抑制装置】を備えなければならない。

(走行装置)

13. 車両総重量3.5t以下、最大積載量500kg以下で乗車定員3名の普通貨物自動車の軽合金製ディスクホイールについて、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づく【JWL】マークが刻印により表示されていたので、性能要件の【堅ろう】であることについて、適合と判断した。

(空気入ゴムタイヤ)

14. 自動車の空気入ゴムタイヤの接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅のいずれの部分においても【1.6】mm（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、【0.8】mm）以上の深さを有すること。

(かじ取装置)

15. 四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量は、走行【1】mについて【5】mmを超えないこと。

(燃料装置)

16. ガソリンを燃料とする自動車について、燃料タンクの注入口及びガス抜口は次の基準に適合すること。

◎排気管の開口先がなく、かつ、排気管の開口部から【300】mm以上離れていること。

◎露出した電気端子及び電気開閉器から【200】mm以上離れていること。

(車枠及び車体)

17. 自動車(ポール・トレーラを除く)が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方【30】°及び後方【50】°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)は、当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないこと。

(リヤ・オーバーハング)

18. 自動車(ポール・トレーラを除く)の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最遠軸距の【2分の1】(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては【3分の2】、その他の自動車のうち小型自動車にあっては【20分の11】)以下でなければならない。

(車体表示)

19. 自動車の車体の【後面】には、最大積載量(タンク自動車にあっては、最大積載量、【最大積載容積】)及び【積載物品名】を表示しなければならない。

(巻込防止装置)

20. 乗車定員2人、車両総重量19,990kgの普通貨物自動車に備える巻込防止装置は、【空車状態】において、その下縁の高さが地上【450】mm以下、その上縁の高さが地上【650】mm以上となるように取付けられていること。

(乗車装置)

21. 二輪自動車の後部座席には、乗車装置として【握り手】及び【足かけ】が備えられていなければならない。

(運転者席)

22. 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員【10】人以下のもの(二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く)及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が【3.5】t以下のもの(三輪自動車及び被牽引自動車を除く)の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ1m直径30cmの円柱をいう)の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合(にあっては、この限りでない)。

- (1) 当該自動車の前面から【2】mの距離にある鉛直面
- (2) 当該自動車の前面から【2.3】mの距離にある鉛直面
- (3) 自動車の左側面(左ハンドル車にあっては「右側面」)から【0.9】mの距離にある鉛直面
- (4) 自動車の右側面(左ハンドル車にあっては「左側面」)から【0.7】mの距離にある鉛直面

23. 貨物自動車の運転者席と物品積載装置との間には隔壁又は保護仕切を有すること。ただし、最大積載量が【500】kg以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。

(乗降口)

24. 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。この場合において、客室の乗降口のうち1個は、【右側】面以外の面に設けなければならない。

(非常口)

25. 幼児専用車及び乗車定員【30】人以上の自動車（緊急自動車を除く）には、非常時に容易に脱出できる非常口を設けなければならない。

(物品積載装置)

26. 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車の荷台は、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積で除した数値が、普通自動車にあっては【1.5】t/m³以上、小型自動車にあっては【1.3】t/m³以上であること。

(窓ガラス)

27. 自動車（牽引自動車を除く）の前面ガラス及び側面ガラスは、運転者が【交通状況】を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が【70】%以上であること。

(近接排気騒音)

28. 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車は、法令で定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること（平成28年9月30日以前制作車）。

自動車の種別		騒音の大きさ
大型特殊自動車		110
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	【99】
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	【97】
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）	車両の後部に原動機を有するもの	【100】
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	【96】
側車付二輪自動車		【94】

(CO・HC規制)

29. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、アイドリング（原動機を無負荷運転している状態）時における排出ガスの測定値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
ア. 2サイクルの原動機を備える自動車 （二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）	4.5%	7,800ppm
イ. 二輪自動車及び側車付二輪自動車	0.5%	1,000ppm
ウ. 4サイクルの原動機を備える軽自動車	【2】%	【500】ppm
エ. 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた 大型特殊自動車	1%	500ppm
オ. アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	【1】%	【300】ppm

(光吸収係数の測定方法)

30. 平成21年排出ガス規制が適用される軽油を燃料とする普通乗用自動車（排出ガス識別記号：LDA）について、オパシメータを用いて「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」で定められた方法により測定したところ、1回目の測定値が【**閾値**】以下の場合、その時点で保安基準に適合するものと判断できる。

(走行用前照灯)

31. 走行用前照灯の灯光の色は、【**白色**】であること。ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車については、白色又は【**淡黄色**】あり、その全てが同一であること。

(すれ違い用前照灯)

32. 普通乗用自動車に備えられたカットオフラインを有するすれ違い用前照灯であって、当該照明部の中心の高さが1000mm以下のものを自動計測式前照灯試験機を除く前照灯試験機（すれ違い用）で測定した場合の測定値の判定は次によるものとする。

(1) エルボー点の位置は前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【**20**】mm及び下方【**150**】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ【**270**】mmの直線に囲まれた範囲内にあること。

(2) すれ違い用前照灯の光度は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【**110**】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方【**230**】mmの直線が交わる位置において、1灯につき【**6,400**】cd以上であること。

33. すれ違い用前照灯の灯光の色は、【**白色**】であること。

34. 二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが【**点灯**】している構造であること。

(前部雾灯)

35. 前部雾灯は、【**白色**】又は【**淡黄色**】であり、その全てが同一であること。また、前部雾灯は同時に【**3**】個以上点灯しないように取付けられていること。

36. 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部雾灯は、その照明部の下縁の高さが地上【**250**】mm以上となるように取付けられていること。

(車幅灯)

37. 車幅灯は、夜間にその前方【**300**】mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが【**15**】cm²以上であり、かつ、その機能が正常である車幅灯は、この基準に適合するものとする。

38. 車幅灯の灯光の色は、【**白色**】であること。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯若しくは側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、【**橙色**】であってもよい。

(昼間走行灯)

39. 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く）の前面に備える昼間走行灯の灯光の色は、【**白色**】であること。

(番号灯)

40. 番号灯の灯光の色は、【**白色**】であること。

(尾灯)

41. 尾灯は、夜間にその後方【300】mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが【15】cm²以上であり、かつ、その機能が正常である尾灯はこの基準に適合するものとする。

(後部反射器)

42. 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の下縁の高さが地上【250】mm以上となるように取付けられていること。

(補助制動灯)

43. 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員【10】人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る）であって車両総重量【3.5】t以下のものの後面には補助制動灯を備えなければならない。

44. 補助制動灯は、【尾灯】と兼用でないこと。

(後退灯)

45. 後退灯の灯光の色は、【白色】であること。

46. 長さが6mを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える後退灯の個数は【2】個、【3】個又は【4】個であること。

(方向指示器)

47. 方向指示器は、毎分【60】回以上【120】回以下の【一定】の周期で点滅するものであること。

(その他の灯火等の制限)

48. 自動車には、反射光の色が【赤色】である反射器であって【前方】に表示するもの又は反射光の色が【白色】である反射器であって【後方】に表示するものを備えてはならない。

(警音器)

49. 自動車の警音器の音の大きさ（2以上の警音器が連動して音を発する場合はその和）は、自動車の前方【7】mの位置において【112】dB以下【87】dB以上であること。

(後写鏡)

50. 四輪自動車に備える後写鏡は、容易に【方向】の調節をすることができ、かつ一定の【方向】を保持できる構造であること。

(速度計)

51. 最高速度が40km/h以上の四輪の軽自動車について、当該自動車の速度計が40km/hを指示した時の速度計試験機を用いて計測した速度が、【31.0】km/h以上【42.5】km/h以下の範囲にあるものは基準に適合する。

52. 速度計について、【照明装置】を備えたもの、自発光式のもの若しくは【文字板】及び【指示針】に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないものは基準に適合しないものとする。

(自主防犯活動用自動車)

53. 自主防犯活動用自動車には、【青】色防犯灯を備えることができる。